

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

平井委員提出資料

自立援助ホームの実践から

「施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について」

自立援助ホームの機能と役割

自立援助ホームは昭和 63 年の児童自立相談援助事業から平成 10 年の児童自立生活援助事業を経て、児童養護施設等を退所した義務教育終了後の自立へ向けた支援が必要な児童等を対象として受け入れを行ってきた。平成 21 年度の児童福祉法一部改正により、補助金体制から児童保護措置費体制に変わり、20 歳未満までの児童等が措置の可能となった。施設退所児童等だけでなく、家庭での親子関係不調や虐待等の理由で年齢の高い子どもたちが児童相談所を通じて直接入居に至るケースや、家庭裁判所や保護観察所から行き場がなく委託される子どもたちの受入れも行っている。

自立援助ホームの入居者の状況

- ・児童養護施設等を退所後、就労するも離職し、行き場を失い入居に至ったケース
- ・年齢が高くなってから性的虐待により、入居に至ったケース
- ・親子関係不調により、家出や非行・犯罪傾向に走り、児童相談所や家庭裁判所を通じて入居に至ったケース
- ・軽度知的障害や精神的疾患、発達障害等を抱えて、なかなか就労に結びつかないケース
- ・自立援助ホームの入居者の内、何らかの虐待を受けていたケースは全体の 6 割強にある
- ・なかなか就労に結びつかずに 20 歳の年齢超過に至ったケースもある

自立援助ホームの課題

- ・自立援助ホーム本来の役割は、自立一歩手前で短期間の援助により社会生活へ向けて移行できるように就労を前提とした支援を行う（子どもシェルターは別）ことになっているが、状況的には様々な家庭の問題や自分自身のハンディを抱えて自立が難しいケースが混在している。
- ・就労まで至らないケースも多くあり、就労支援や中間的就労のシステム強化が必要。
- ・昔ながらの職親の開拓を行い、里親制度と同様に職親制度を構築して就労支援を行う。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちの多くは、虐待や貧困、家庭環境の機能不全等から仕事を失うと同時に居所を失い、生活困難に陥る可能性が高いため、次のステップに至るまでの一時的なステップハウス等の整備も必要。
- ・退所者支援事業として、当事者等の団体が相談事業等を行っているが、援助を必要とする者が気軽に相談できる場所や居場所の提供を充実させること。
- ・自立援助ホームは 20 歳未満までの措置が可能であるが、19 歳で入居に至った者が短期で退居することも厳しい状況にもある。
- ・自立援助ホーム退居後の住宅事情も厳しい状況にもあり、公営住宅等の優先入居や定額入居等のシステムを導入できないか。
- ・自立援助ホームへ入居している期間は、ある意味守られているが、退居後の相談やケアの部分が手薄になっている現状から、社会生活支援専門職員（仮称）の配置も検討すべきである。

自立援助ホームへの入居対象

2

全国自立援助ホーム協議会

副会長 平井誠敏

自立援助ホームへの入居

本人申込委託措置

児童相談所
委託一時保護

家庭裁判所
補導委託

私的契約
(年齢超過等)

保護観察所
更生保護委託
自立準備ホーム制度



委託措置

(児童自立生活援助の実施)

自立援助ホーム本来の措置。

児童養護施設等を措置解除された児童等で、なお自立の支援が必要な義務教育終了後から20歳未満の児童等や家庭の事情等で行き場を失い、都道府県・政令指定都市が援助が必要と認めた児童等が自らの申し込みにより、児童相談所を通じて入居の措置がとられ、児童自立生活援助の実施がなされる。

• Aケース

児童養護施設から高校進学したが、問題を起こし退学。就労支援も難しく自立援助ホームへの入居となった。

• Bケース

児童自立支援施設を中卒後、家庭の調整も難しく行き場がなく就労するにあたり、自立援助ホームへ入居となった。

• Cケース

児童養護施設から高校卒業と同時に住込み就労するが、トラブルにより離職し行き場を失い、自立援助ホームへ入居となった。

• Dケース

里親委託されていたが、関係不調により、他の資源がなく、自立援助ホームへの入居となった。

• Eケース

家庭で性的虐待を受け、警察を通じて児童相談所へ通告があり、年齢的に義務教育終了していたことから、自立援助ホームへ入居となった。

児童相談所 委託一時保護

児童相談所の一時保護所が満床の場合や事情により一時保護の委託を必要とする場合に、施設等へ委託一時保護の措置をとるもの。(最大2カ月を限度としている。)

義務教育を終了した18歳未満の児童は、必要に応じて自立援助ホームへの委託一時保護の対象となっている。

- Fケース

高校中退ケースであるが、家庭で虐待により児童相談所で一時保護される。就労希望しているが、未だ先が見えないため、自立援助ホームへ委託一時保護して様子を見る。

- Gケース

高校生になってから家庭内暴力がひどくなり両親が児童相談所へ相談、高校は中退に至る。高齢児童でもあり、自立援助ホームへ委託一時保護しながら今後のことを検討。

- Hケース

児童養護施設を中卒後、母親宅へ帰るも、関係不調により児童相談所で一時保護していたが、無断外泊したりと落ち着かないため、環境を変えて自立援助ホームへ委託一時保護となった。

家庭裁判所 補導委託

家庭裁判所の審判で、しばらく少年の生活態度などを見てから最終的な処分を決める試験観察となった少年たちを預かっていただく個人や施設を補導委託先といい、補導委託先の責任者を受託者という。

自立援助ホームも、ほとんどのホームが補導委託先として登録されている。

・ Iケース

児童自立支援施設出身。就労するも落ち着かず、車上盗などを行い鑑別所へ、家庭裁判所の審判にて少年院までには至らず、しばらく様子を見るために自立援助ホームへ試験観察付補導委託となる。

・ Jケース

女子友人たちと窃盗を行い鑑別所へ、調査官より相談があり、すぐにはまだ見通しが難しい状況から、もう少し様子をみながら判断することで自立援助ホームへ補導委託となる。

・ Kケース

弁護士を通じて、窃盗を行った少年の審判に立ち会って欲しいとの相談あり、社会内処遇で見ていった方が期待できることから、試験観察付補導委託となる。

保護観察所 更生保護委託

家庭裁判所の審判で保護観察処分になった者で、行き場がなかったり、委託することで改善の方向へ期待できる者を更生保護委託費(食事付宿泊費)をうって委託先へお願いするもの。

自立援助ホームは一つの社会資源として、20歳未満の対象者が保護観察所からの依頼により委託される。

- Lケース

覚醒剤事件女子。少年院を仮退院するにあたり、家庭調整も難しく、帰住先にも困り、自立援助ホームへ委託依頼あり入居に至った。

- Mケース

保護観察に付せられ、しばらく順調に就労していたが、トラブルにより職場(住込み)を失い、帰住先がなく、自立援助ホームへ相談があり、委託入居になる。

- Nケース

児童相談所の指導に関わっていたが、窃盗等で家庭裁判所に係り、保護観察処分となる。その間、児童相談所も少年が18歳を超えたことから司法任せになり、調整厳しく自立援助ホームへ更生保護委託となった。

保護観察所 自立準備ホーム制度

保護観察に付されている者及び更生緊急保護の対象となる者で、適当な住居確保が困難な者について、更生保護施設以外の宿泊場所に宿泊させて処遇を行い、自立更生の促進を図るもの。

∞ 新しい制度であり、未だ自立援助ホームで登録しているホームは少ない。

家庭裁判所の補導委託と同額程度の費用が支給されることから、今後については、これまでの更生保護委託よりも対象者やホームにとって利用できる制度である。

・ Oケース

窃盗で保護観察に付していた少年が、親子関係不調により保護観察所へ相談し、帰住先に困っていたところ、再犯につながらないように配慮し、自立準備ホーム制度を利用して、自立援助ホームへ入居となった。

・ Pケース

父子家庭。中学時代に情緒障害児治療施設へ関わっていたが、高校になってから先輩・友人らと恐喝事件を起こし、医療少年院へ入院。仮退院にあたり、親元へ帰住させるに不安があり、児童相談所へも相談するが、しばらく司法関係機関で関わっていたことから司法絡みの調整となり、自立準備ホーム制度を利用して入居調整。